

1 労働者側主張

労働者側委員は、「新潟県内において各種商品小売業を営む使用者に使用される基幹的労働者（4,635名）の賃金格差が存在する等の事由により、事業の公正競争を確保する観点から概ね3分の1以上の合意を持って、法定最低賃金の改正決定を求め、その必要性について、次の5つの考え方を主張した。

- ① 現状、県最賃は831円で特定最賃の各種商品小売業の842円を上回っていない。
- ② 各種商品小売業を含む小売業は、従事する労働者が多く雇用の担い手としての役割は大きい。現在は、人気業種とは言えず、人手不足が恒常に続いている。今後、魅力、活力ある産業となるべく、また、雇用の受け皿、地域の発展、利便性を充足するため、働く労働者の勤労意欲は地域に不可欠であり、最低賃金の引上げは重要である。
- ③ 賃金構造基本統計調査では、小売業の賃金は低位にあり、県内の特定最賃の中でも引上げ額は、最も低く、底上げは重要である。
- ④ パートタイマー、アルバイト、契約社員、派遣と多様な働き方の労働者が産業を支えている。一部の時間給を対象とした最低賃金の判断ではそこに従事した労働者全体を把握することは困難。幅広い働き方の労働者を見据えた議論が重要である。
- ⑤ 今年に入り新型コロナウィルス感染症の影響の中、百貨店を中心に休業し多大な損害を受けており、労使ともに非常に厳しい状況のおかれているのは十分了知している。その中で、特定最低賃金は企業の採用賃金に影響を及ぼす事から慎重にしなければいけないと言う認識はある。エッセンシャルワーカーとして地域の住民の生活を支える役割を果たしている。その他小売業全体に対して、多大な影響力を持っている。各種の改正審議は、生活不安打開へのメッセージとしたい。

また、関係労使の意見聴取において [] 労働組合の代表は、「各種商品小売業を支えるパートタイム労働者は、特定最低賃金の引き上げが各企業内最低賃金（採用賃金）に大きく影響を及ぼし、各種商品小売業だけでなく小売業に働くパートタイム労働者の生活向上に導く重要な役割を担うもの」と主張した。

[] 労働組合の代表は、「月給制社員と責任の重さの違いはあるが、ほぼ同等の業務に従事するパートタイム従業員と賃金の均衡を保つ必要がある。

また、世帯主となるパートタイム従業員が増加傾向にある中、特定最賃の継続的な引き上げが、賃金改善に繋がる」と主張した。

[] 労働組合の代表は、「異常気象や災害時のインフラとして小売業の必要

性が高まっており、パートナー社員の比率を上げる必要がある。また、優秀な人材確保のため他業種と比較して低位である特定最賃は必ず必要であるとの意見報告がなされた。

■ 労働組合の代表は、「日常生活を支える「エッセンシャルワーカー」である小売業は、将来にわたって強固な雇用基盤の確保等するため、引き上げが必要不可欠との意見報告がなされた。

■ 労働組合の代表は、「首都圏との格差是正、業界格差、地域格差の是正が必要である。」との意見報告がなされた。

2 使用者側主張

使用者側委員は、昨年度各種商品小売業の最低賃金を県最賃が6円上回りました。各種商品小売業界を取り巻く環境は以前とは大きく変わってきた。今年は新型コロナウィルス感染症の影響により逆転現象は起きなかつたがいずれ逆転することは極めて高い。労使のイニシアチブを求められる特定最賃ですが、各種商品小売業の最低賃金は必要性がないとして、以下を主張した。

- ① 各種商品小売業の現状は、流通ニュース大手百貨店第二波警戒外出自粛で7月5社売上減。三越伊勢丹 HD29.9、Jフロントリテイリング（大松松坂屋百貨店、PALCO）24.9、H20リティ14.2、高島屋20.5、そごう西武15.2%のそれぞれ減で低調に推移した。8月も28.8%から8.8%各社大幅な減に加え、引き続き外出自粛、猛暑等により前年より大幅な減少、これが現在の各種商品小売業の現状。
- ② 4、5月よりは良くなつてはいるが、コロナ影響で先行き不透明感が払拭できていない。本年3月三越閉店売上高1996年ピーク2017年半減が一因。ヨーカドー柏崎30年8月、長岡店31年2月、直江津店令和元年5月閉店縮小が続いている。各種商品小売業業界には、中小零細企業も対象になっている。縮小の続く中小零細企業も適用される各種商品小売業の最低賃金を改定する審議の必要性はない。
- ③ 競争対象業種の現状は、百貨店の主力商品衣料品であるが、ZOZOを買収したヤフー、楽天、Amazonが台頭、衣料ブランドオンワードHD600店舗閉鎖、衣料関係のネット通販に加え食料品競争相手として大型スーパー、コンビニ好調な業界と競争せざるを得ない各種商品小売業は劣勢に追い込まれている。県内の他の特販である自動車、電気とは異なり、競争が各種商品小売業界内に留まらない現状は公正競争としての意味合いがない。
- ④ 各種食料品小売業の状況は、産業別最低賃金として、各種商品小売業がスタートした当初と比べ、業界を取り巻く環境は大きく様変りしている。閉店が続く中で特定最賃適用を受ける労働者も減少している。全国で設定されて

いる 20 府県の半数は令和に入り改定が行われていない。更に 2 年前までは 22 都府県で各種商品小売業の最低賃金が設定されていたが、東京都、福井県は廃止の状況。全国各地のこのような状況は、各種商品小売業が他の都道府県と比べ特筆すべき何かがあれば格別ですが、そうとは言えない現状では、新潟県も業界として審議の必要性がなくなってきた。

- ⑤ 各種食料品小売業の状況は、産業別最低賃金として、各種商品小売業がスタートした当初と比べ、業界を取り巻く環境は大きく様変わりしている。閉店が続く中で特定最賃適用を受ける労働者も減少している。全国で設定されている 20 府県の半数は令和に入り改定が行われていない。更に 2 年前までは 22 都府県で各種商品小売業の最低賃金が設定されていたが、東京都、福井県は廃止の状況。全国各地のこのような状況は、各種商品小売業が他の都道府県と比べ特筆すべき何かがあれば格別ですが、そうとは言えない現状では、新潟県も業界として審議の必要性がなくなってきた。

関係労使の意見聴取において、████████の使用者側代表は、「時代の変化と共に各種商品小売は県の最低賃金を審議する括りとは乖離してきており、見直す時期」と主張した。

また、████████の使用者代表は、「「原信」「ウォロク」「コメリ」アークランドサカモト」も含めた条件での審議を望み、県の最低賃金を上回っていた現状から引き上げは現実的でない。」とそれぞれ意見報告がなされた。

3 審議後段で検証した論点

4 結 論